

論 說

外国判決承認・執行の要件としての裁判官の独立(四)・完

——中国を例として——

森 川 伸 吾

目 次

- I はじめに
 - II 法律論の概観と若干の検討
 - 一 判例・学説の状況
 - 二 憲法三二条と外国判決承認執行制度の関係
 - 三 「裁判官の個別事件における実際の独立性」の立証に関する問題(以上、一六一卷一頁)
 - 四 「制度的な独立性」の評価
 - 五 承認・執行要件の解釈態度
 - 六 当事者による「非独立性の受容」
 - 七 仲裁制度及び専属管轄合意との関係
 - 八 「謙抑性」、「結果の重大性」、「内国関連性」等との関係
 - 九 小 括——一律処理枠組と原則例外枠組の併用
 - III 中国における裁判官の制度的独立性
 - 一 憲法の定める政治制度の下での権力集中
 - 二 党指導体制の下での権力集中(以上、一六一卷三頁)
 - 三 人民法院内での裁判委員会への権力集中と「裁判官の独立」の否定
- 1 「裁判の独立」原則

- 2 「裁判官の独立」制度の不採用
 - 3 裁判委員会制度の概略（以上、一六一卷五号）
 - 4 裁判委員会の権限と「裁判官の独立」
 - 5 裁判委員会と事件処理の「最終的決定権」
 - 6 合議廷による審理と裁判委員会
 - 7 裁判委員会委員を裁判体の一部と考える場合の問題
 - 8 裁判委員会による裁判官の独立性確保
- 四 「裁判官の独立」に関する国家機関の枠内でのその他の状況
- 1 人民法院内部でのその他の状況
 - (一) 法院幹部による判決内容の事前審査
 - (二) 法院幹部による合議廷への自発的参加
 - (三) 上級人民法院による監督—上訴審との事前協議
 - 2 人民代表大会による人事決定及び監督
 - 3 人民検察院による監督
 - 4 行政機関と人民法院の関係
 - 5 裁判官（法官）の身分保障
- 五 党指導体制と「裁判官の独立」
- 1 党指導体制と人民法院
 - 2 個別事件処理への党の介入
 - (一) 正式介入—党委員会による審査
 - (二) 非公式介入—個人レベルでの影響力行使
 - (三) 中間的介入—党幹部・党グループ経由の影響力行使
 - 3 中国共産党の指導と「裁判の独立」原則

IV 総括（以上、本号）

Ⅲ 中国における裁判官の制度的独立性

三 人民法院内での裁判委員会への権力集中と「裁判官の独立」の否定

4 裁判委員会の権限と「裁判官の独立」

裁判委員会は、直接には事件を審理・裁判しないが、合議廷⁽³⁶⁹⁾及び単独廷⁽³⁷⁰⁾による裁判(判決を含む)⁽³⁷¹⁾について決定権を有する。

一九五四年の人民法院組織法の下でも、現行法の下でも、裁判委員会の任務は、「裁判経験を総括し、重大又は難解な事件並びにその他の裁判業務に関する問題を討論すること」と規定される。これは「討論するだけ」という意味ではなく、裁判委員会の決定を合議廷は執行しなければならない⁽³⁷²⁾。

このように、事件の具体的処理内容について、裁判委員会の決定を合議廷が執行しなければならないということ(以下「裁判委員会の」具体的事件処理決定権」という。)は、裁判委員会と合議廷とが「指導(領導)⁽³⁷³⁾」—被指導(被領導)⁽³⁷⁴⁾」の関係にある⁽³⁷⁵⁾ということから説明でき、そして、そのような関係にあるということは、人民法院における集団指導組織としての裁判委員会の性質から導出される。

「裁判官の独立」という対抗原理が存在しない以上、裁判委員会の「指導」権限が個別事件の処理に及ぶことを否定する必然的な理由はないのである⁽³⁷⁷⁾。

最高人民法院が二〇〇二年に公布した「人民法院の合議廷業務に関する最高人民法院の若干の規定」(以下「二〇〇二年合議廷規定」という。)においても、裁判委員会に具体的事件処理決定権があることが確認されている(五条八号、一二条乃至一四条)。同規定は、後述の諸制度との関係でも重要な内容を含むので、関連箇所の和訳を次の通り示す(同規定

は二〇〇七年現在も有効であると思われる⁽³⁷⁹⁾。

五条 合議廷は、次の職責を負う。

- (四) 事件を評議すること。
- (五) 事件を裁判委員会による討論・決定に付す旨の決定をするよう、院長に具申すること。
- (六) 権限に従い、事件及びそれに関連する手続的事項について裁判をなし、又は裁判意見を提出すること。
- (七) 裁判文書を作成すること。
- (八) 裁判委員会の決定を執行すること。

六条 裁判長は、次の職責を履行する。

- (四) 合議廷による事件評議を主宰すること。
- (五) 事件を裁判委員会による討論・決定に付す旨の決定をするよう、関連規定に従い、院長に具申すること。
- (六) 裁判文書を作成し、合議廷のその他の構成員の作成した裁判文書を審査すること。
- (七) 定められた権限に従い、法律文書を(署名して)発行すること。
- (八) 合議廷が事件に対して行なう再審議を、院長又は廷長の提案に基づき、主催すること。

九条 合議廷による事件評議は、開廷審理終了後五業務日内に行なわなければならない。

一二条 合議廷は、評議において意見が一致し、又は多数意見が形成された事件については、定められた権限に従い、遅滞無く、直接判決又は決定(訳注：中国語では「裁定」をなさなければならない。ただし、次の事件については、合議廷は、裁判委員会による討論・決定に付す旨の決定をするよう、院長に具申しなければならない。

- (一) 死刑の言い渡しをしようとしている場合。
- (二) 難解であり、複雑であり、重大であり、又は新類型の事件について、合議廷が、裁判委員会による討論・決定に付す必要があると考えた場合。

(三) 法律の適用面において、合議廷に重大な意見の不一致が有る場合。

(四) 裁判委員会による討論・決定に付すよう求める必要があると合議廷が考えるその他の事件、又は当該法院の裁判委員会が確定する、裁判委員会による討論・決定に付さなければならぬ事件。

一三条 合議廷は、裁判委員会の決定に異議がある場合には、事件を裁判委員会による再審議に付す旨を決定するよう、院長に具申することが一回できる。

一四条 合議廷は、一般に、評議結論が出され、又は裁判委員会による決定がなされてから五業務日内に裁判文書を作成しなければならぬ。

一五条 二項後段 製作した裁判文書について、合議廷の構成員は、共同で審査し、誤りが無いことを確認した後に署名しなければならぬ。

一六条 院長及び廷長は、合議廷の評議意見及び合議廷が作成した裁判文書を審査することができる。ただし、合議廷の評議結論を改変してはならぬ。

一七条 院長及び廷長は、合議廷の評議意見及び裁判文書を審査する過程において、評議結論に異議がある場合には、合議廷に再審議をするよう提案することができ、同時に、再審議を求める問題及び理由について意見書面を提出しなければならない。

2 合議廷が再審議を行なった後、廷長に依然として異議がある場合には、廷長は、院長に対して事件を審査するよう具申することができ、院長は、裁判委員会による討論・決定に付すことができる。

以上のように、裁判委員会に具体的事件処理決定権があることは、人民法院組織法及び最高人民法院の規定から、読みとることができる。

裁判委員会の具体的事件処理決定権については、本来訴訟法で規定すべき事項ではないとも思われるが、刑事訴訟法⁽³⁸⁰⁾には明文規定があり、また、旧民事訴訟法(一九九一年廃止)にも明文の規定があった。⁽³⁸²⁾ 現行の民事訴訟法及び行政訴訟法⁽³⁸³⁾には明文の規定がないが、それは、裁判委員会の具体的事件処理決定権を何ら否定するものではない。⁽³⁸⁴⁾

実務上も、裁判委員会による具体的事件への関与が刑事・民事・行政の分野を問わずに行われているということが報告されている。⁽³⁸⁵⁾

裁判委員会に具体的事件処理決定権があるということは事件を担当する合議廷に事件処理決定権がないということに他ならない。そして、合議廷に決定権がないということは、合議廷に「職権の独立」がないということに他ならない。中国において、「裁判の独立」とは、「裁判官の独立」でないのみならず、「合議廷の独立」でもなく、人民法院の独立なのであり、更に正確に言えば、法院をひとつの觀念的な全体としてみる独立である。⁽³⁸⁶⁾と言われるのは、以上のような状況の表現として極めて的確であるといえる。

なお、裁判委員会の具体的事件処理決定権が行使され、合議廷がその意思（即ち当初の評議結論）に反する内容の判決を下す場合にも、判決の主体として署名するのは裁判委員会ではなく合議廷である。⁽³⁸⁷⁾つまり、中国内地判決の承認・執行の場面において、承認・執行にかかる判決の内容を決定したのが署名者であるか否かが、判決書の記載から分かる⁽³⁸⁸⁾とは限らない。

また、以上において、裁判体一般ではなく「合議廷」との表現が使われている箇所が多いが、これは、中国において「合議廷と裁判委員会の関係」のみが論じられることが多いこと⁽³⁸⁹⁾に対応するものである。理論的には、「単独廷と裁判委員会の関係」も「合議廷と裁判委員会の関係」と同様であると考えられる。

近年、裁判委員会による個別事件の処理の範囲・内容を縮減する方向での改革が最高人民法院により進められている。現状では、この改革は上述のような「法律に基づく裁判委員会の地位及び権限」を変更することなく行われており、どこまでが制度的に確立したものなのか、また、その性質が裁判委員会の「自制」なのか「権限縮小」なのか、明らかではない。そこで、本稿では、これら改革のうち最高人民法院の規定の形で明確に制度化されたものに限って紹介している。具体的には、前述の二〇〇二年合議廷規定及び後述（Ⅲ四一（二））の合議廷参加意見がこれにあたる。

5 裁判委員会と事件処理の「最終的決定権」

裁判委員会により討論・決定される事件はどのようなものかということにつき、二〇〇二年合議廷規定⁽³⁹⁾は、裁判委員会による討論・決定を「仰がなければならない」事件の類型を具体的に列挙する(二二条一号乃至四号)。ただし、それは限定的な列挙ではなく、各人民法院の裁判委員会が内部基準を定めることにより範囲を拡大することが可能であり(同条四号後段)、また、合議廷が自発的に裁判委員会による事件の討論・決定を求めることを妨げるものではない(同号前段)。更に、列挙事由に該当しない事件であっても、院長の判断により、又は廷長のイニシアチブにより、事件を裁判委員会による討論・決定に付すことが可能である(同規定一七条)。

このように、どのような事件であっても、裁判委員会による討論・決定により、最終的に処理される「可能性」が存在する。つまり、事件処理についての最終的決定権は裁判委員会が有している。このことは、「裁判委員会への高度集権により、……審理権と裁決権が分離し……単独廷・合議廷は、事件の審理権を有するのみであり、最終裁決権はない。最終裁決権は裁判委員会が有する。」⁽³⁹⁾という形でも表現される。

なお、処理能力という観点からも当然のことではあるが、全ての訴訟事件が裁判委員会による討論・決定に付されるわけではなく、裁判委員会の討論・決定を経ずに判決がなされる事件の方がむしろ多数である。⁽³⁹⁾

本稿が問題とする「『裁判官の職権の独立』に相当する制度の存否」との関係では、裁判委員会により処理される事件の比率の高低もさることながら、⁽³⁹⁾裁判委員会に事件処理の最終決定権があるということ自体が問題である。また、「実際には裁判委員会による討論・決定に付されなかった事件についても、『裁判委員会による討論・決定に付す可能性』を背景として、院長、廷長又はその他の幹部人員により判決内容への働きかけがなされた可能性が常に存在する。」⁽³⁹⁾と、このことに注意が必要であろう。(本稿Ⅲ四一(一)、(二)参照。)

6 合議廷による審理と裁判委員会

前述のように、裁判委員会は、直接には事件を審理・裁判しない。

人民法院による事件の審理・裁判は、原則として合議制により行われる（人民法院組織法九条一項）。より具体的には、第一審においては、裁判官（中国語では「审判员」）により構成される合議廷又は裁判官と人民參審員により構成される合議廷（中国語では「合議庭」）により原則として審理・裁判がなされ（同条二項）、上訴審等においては、裁判官により構成される合議廷により審理・裁判がなされる（同条三項）。訴訟手続において、当事者の前に現れ、事件の審理・裁判を担当する主体は、この合議廷（又は単独廷）であり、裁判委員会ではない。

つまり、訴訟手続において原告・被告の前には登場せず、従って、原告・被告からは手続的に不可視の存在である裁判委員会が訴訟事件の裁判内容についての最終的決定権を有することになる（民事訴訟・行政訴訟の場合）。「裁判委員会の構成員は担当裁判官から口頭で事件の概要、判決案について報告を受け、その情報をもとに結論を出す」とも言われることに鑑みれば、判決内容の最終的決定権者に対する「審尋請求権」が当事者に保障されていないというところさえ方も可能と思われる。

更に、刑事訴訟についていえば、裁判委員会は被告人からは不可視であるが、人民檢察院からは不可視ではない。というのも、人民檢察院の檢察長（又はその委託を受けた副檢察長）は、裁判委員会の会議に列席することができるからである（本稿Ⅲ三及びⅣ三参照）。

近時の司法制度改革の中で、合議廷の権限強化が図られているが、それは裁判官の制度的な独立と結びつくものではない。⁽³⁹⁷⁾

なお、合議廷の権限強化の一環として發布された「人民法院裁判長選任弁法（施行）⁽³⁹⁸⁾」七条一項においては、裁判長の免職事由として「中国共産党の紀律処分を受けた場合」が挙げられている。これは、合議廷の権限を強化する一方で、

合議廷への党のコントロールも強化しようとする規定と理解できなくもないであろう(また、この規定は、裁判長に党員を据えることを前提にしていると理解できる)。

7 裁判委員会委員を裁判体の一部と考える場合の問題点

裁判委員会制度の下、合議廷及び単独廷が「独立していない」ことは前述の通りである。

ここで、日本における中国内地判決の承認・執行との関係では、「裁判委員会と合議廷」を併せて(又は「裁判委員会と単独廷」を併せて)、これを一つの裁判体とみなすことができないかが問題となる。仮に、そのようにみなすことができれば、裁判委員会と合議廷(又は単独廷)との関係は、裁判体の内部の問題ということになり、「裁判官の制度的独立性」とは別の問題とみることも可能かもしれない。

そのようにみなすこと自体の可否は別論として、仮に、そのようにみなした場合には、日本法の議論との関係では、いくつかの別の問題が発生することになる。

第一は、除斥・忌避制度の不存在という問題である。裁判委員会の構成員、即ち裁判委員会の委員について、除斥・忌避の制度は存在しない。そこで、仮に裁判委員会が裁判体に含まれるとみなした場合には、「判決国において裁判官について除斥・忌避の制度が存在しない場合」を承認・執行の場面でのように評価するかという問題が生じる。

第二は、審尋請求権との関係である。これについては前項で説明した通りである。(前述(II-2)のように、わが国民事訴訟法学においては、審尋請求権の保障が、民事訴訟における憲法上の要請の一つとして挙げられることが多い。従って、判決国において審尋請求権が制度的に保障されていない場合には、承認・執行にあたって、判決国において裁判官の独立が制度的に保障されていない場合と同種の問題が生じる可能性が高い。)

第三は、直接主義との関係の問題である。仮に、わが国の手続法の基本的原則に「直接主義」が含まれると考えるの

であれば、手続的公序との関係での問題が生じるかもしれない。というのも、裁判委員会は全ての手続について間接的に関与するのみだからである。

第四は、中国共産党との関係での裁判委員会自体の独立性の問題である。人民法院の院長は、当該人民法院の「党グループ」(党組)のトップ(乃至責任者)と同一人物であることが一般的であり、また、副院長その他の人民法院の幹部が「党グループ」(党組)の構成員になっていると言われる。⁽⁴⁰⁾更に、「裁判委員会の構成員のほとんどは黨員、しかも法院党組の構成員によつて占められている」とも言われる。人民法院の黨員は、より高位の黨員による影響力行使を受けやすく、また、人民法院内外の党の組織の決定に拘束されるということに鑑みれば、裁判委員会を裁判体の一部とみなした場合には、「裁判官の中国共産党からの独立」の問題(本稿Ⅲ五参照)が、より一層深刻な形で問題になってくると思われる。

中国においても、裁判委員会については「学者のほとんどが批判的な論陣を張り、即時廃止を訴える」状況であるが、その根拠として主張されるものには、上記の諸点に相当する内容が概ね含まれている。⁽⁴⁰⁾

なお、第三の問題について、最近の報道では「裁判委員会委員による開廷審理の傍聴」が、司法改革の一つの目玉として紹介されている。⁽⁴⁰⁾これは、学者からの改革提案の一部に込えたものと思われる。

8 裁判委員会による裁判官の独立性確保

上述のように、裁判委員会制度は、「職権の独立性」との関係でみれば、裁判官の独立を損なうものに他ならない。中国においても、裁判委員会制度が裁判官の独立性を損なっているという批判は根強い。⁽⁴⁰⁾

しかし、一方、中国においては、「裁判委員会は、外界からの障壁として機能し、裁判官の独立を守っている」という見解も存在する。その一例は、以下のようなものである。

「真に裁判官の独立を実現しようとするのであれば、多数の制度的条件が必要である。そのような制度的条件が確立していないという状況の下、裁判官の独立を強調することは、事実上は裁判官の独立性を徹底的に失わせることになる。裁判官個人は、権力、金銭、人情及び暴力から来る圧力に抗することができないのである。このような現実の条件の下、裁判委員会は、実際には、裁判官の独立を確保する重要なバリアーである。というのも、一方では、裁判委員会は、裁判官が事件審理の過程において外界の影響を受けないことを確保しているからであり、裁判官は、外界からの圧力を全て裁判委員会に押し付けることが制度上は可能だからである。また、他方では、裁判委員会は短時間で多量の事件を討論するので、一般的事件については、主任裁判官が裁判委員会で報告をする際に、裁判委員会の意見を強度にリードすることが可能であり、これにより一般的事件における裁判官の独立性が保たれている」⁽⁴⁶⁾。

この見解（及びその根拠となる事実認識）が正しいものか否かを厳密に判断することは困難であるが、この見解は、中国において裁判委員会の存続を主張する根拠として一般的に言われているものと同内容のものである⁽⁴⁷⁾。仮に、この見解が正しいものであるとすれば、以下のようなことが言えると思われる。

- (a) 権力からの圧力を裁判官が受けることがある。
- (b) 裁判委員会がバリアーとして機能しない場合には、中国の現状では、裁判官の独立は維持困難である。
- (c) 裁判委員会が関心を持つ事件（乃至「一般的事件」以外の事件）については、裁判官の独立性は維持されない。

なお、この見解のうち、「裁判官は、外界からの圧力を全て裁判委員会に押し付けることが制度上は可能」というのは、裁判官が圧力を受けたときに、事件を裁判委員会の討論・決定に回すことで「個人の判断」ではなく「法院の判断」という形をとることが可能となり、それにより圧力をはねのけることが可能である、という意味に理解できる。また、裁判官個人が「権力……から来る圧力に抗することができない」という箇所は、中国共産党による人事のコント

ロール（本稿Ⅲ51参照）、裁判官の身分保障の欠如（本稿Ⅳ5参照）等との関係で理解することができると思われる。

四 「裁判官の独立」に関する国家機関の枠内でのその他の状況

1 人民法院内部でのその他の状況

(一) 法院幹部による判決内容の事前審査

中国においては「裁判官の独立」という制度乃至理念が存在しないため、裁判官が裁判業務の執行にあたって、人民法院における上級者の判断に従うことは妨げられない。また、上級者が下級者たる裁判官の裁判業務に関与することも妨げられない。

このような「上級者—下級者」の関係のうち、法律に根拠を有するのが前述の「裁判委員会—合議廷（単独廷）」の関係である。

一方、人民法院の幹部たる院長、副院長、⁽⁴⁰⁾院長等と一般の裁判官との間の関係について、法律は定めを置いていないが、これら幹部が判決内容の事前審査を行うということが長年、一般的に行われてきている。このような状況乃至制度は「院長・延長審査制度」と呼ばれている。⁽⁴⁰⁾この制度については、「全体的に裁判官のレベルが低いと判断されている法院では、すべての判決が審査制度の対象となっている。全般的な傾向として中級以下の法院では、そのような対応をとっているところが大多数であると見られている。」⁽⁴¹⁾とも言われる。

院長・延長審査制度は、全国的に画一化された制度として存在していたというわけではなかったようである。⁽⁴²⁾しかし、近年に至り、最高人民法院の規定により院長及び延長の審査権限が明文で確認された（二〇〇二年合議廷規定一六条）。

この規定によれば、院長・延長は判決についての事前審査権は有するものの、判決内容を変更するためには、裁判委員会の討論・決定によらねばならない（同一七条）。

このように、裁判委員会による個別事件の討論・決定の制度と院長・廷長審査制度は相互排他的に機能しているわけではなく、前者を後者が補完するという関係にあるとみることもできる。⁽⁴³⁾

判決を事前審査する主体については、院長・廷長以外に副院長・副廷長を挙げる文献もある。⁽⁴⁴⁾二〇〇二年合議廷規定は院長・廷長の判決事前審査権のみを確認しているが、それ以外の幹部による審査を特に禁止はしていない。従って、現在も、副院長・副廷長が判決の事前審査行うという状況は、人民法院により、地域により、又は全国的に存在しているかもしれない。

院長・廷長審査制度については、「裁判官の身分保障は充分ではなく、裁判結果を理由とした減給・解雇も行われるため、裁判官は職権行使に際し、院長・廷長に報告し指示を求めるようになる。」⁽⁴⁵⁾という側面も指摘されている。

(二) 法院幹部による合議廷への自発的参加

「院長・副院長・廷長・副廷長が合議廷に参加して事件を審理する制度の完全化に関する若干の意見」⁽⁴⁶⁾（以下「合議廷参加意見」という。）は、最高人民法院が最近発布した規則である。合議廷参加意見一条により、最高人民法院及びその他各レベルの人民法院の院長・副院長・廷長・副廷長（以下、本項において、「法院幹部」と総称する。）は、裁判委員会の会議に出席するだけでなく、一定数量の事件（数量基準は人民法院が別途定める。）を自らも担当しなければならないものとされる。また、合議廷参加意見は、法院幹部が参加する事件の類型として、難解、複雑又は重大な事件、新類型事件、法律適用面で普遍的意義を有する事件、自己が合議廷に参加して審理すべきと認める事件の四類型を定め（二条）、また、そのようにして参加した事件の審理において、院長・副院長の意見が合議廷内での多数意見と異なる場合には、院長・副院長は、事件を裁判委員会による討論に付すことを決定できる（五条一項第一文）という旨を定める。

合議廷参加意見の主たる趣旨は、法院幹部に対して「裁判委員会の会議に出席するだけでなく、一定数量の事件を自らも担当すること」⁽⁴⁷⁾を求める点にあるが、本稿の目的との関係では、法院幹部が実質上自由に事件審理に参加できると

いう点が重要である。

というのも、法院幹部は、法院内外の党関係者その他の第三者から依頼又は圧力を受けた場合には、自ら事件審理に関与することにより、事件審理に影響を与えることが制度上可能であることになるからである。そして、裁判官個人には身分保障がなく、人事考課の対象となっていること（本稿Ⅲ四5参照）に鑑みれば、合議廷に参加している法院幹部の意見に、合議廷を構成する他の裁判官が反対することには、相応の困難を伴う場合が多いであろう。（仮に反対の立場を堅持したとしても、最終的に裁判委員会で覆される可能性がある」ということによっても、反対の立場を堅持する動機付けは弱められると思われる。）

なお、合議廷参加意見と院長・廷長審査制度との関係は不明であるが、合議廷参加意見の趣旨が前述のようなものであることに鑑みれば、院長・廷長審査制度が合議廷参加意見により影響を受けることはないものと思われる。

（三） 上級人民法院による監督—上訴審との事前協議

憲法一二七条二項は、上級の人民法院が下級の人民法院の裁判業務を監督する旨を定め、これを受けて、人民法院組織法一六条二項も、下級人民法院の裁判業務は上級人民法院の監督を受ける旨を定めている。（裁判の独立」原則が、上級人民法院による監督を妨げるものではないことは、前述（Ⅲ三2）の通りである。）

上級法院の「監督」の具体的内容には、上訴審として事件を審理すること、下級人民法院の処理した事件について再審又は再審決定を行うこと、下級人民法院から重大事件の移送を受けて審理すること等が含まれると言われる⁽⁴⁸⁾。しかし、「監督」の具体的内容が法定されておらず、また、その限界も法定されていないことに対応し、実際には、多種多様な「監督」が可能であり、かつ、実際に行われているようである。

このような状況の下、審理中の事件の処理について、当該事件が係属している人民法院が、上級の人民法院に指示を事前に（即ち判決前に）仰ぐということがごく一般的に行われているようである⁽⁴⁹⁾。これは、内部照会制度と呼ばれてい

る。

内部照会制度については、最近の業績においても紹介・検討されている。⁽⁴²⁾

2 人民代表大会による人事決定及び監督

民主集中制の下、人民法院は人民代表大会により作り出され、人民代表大会に対して責任を負い、人民代表大会の監督を受ける(憲法三条三項)。

このような人民法院と人民代表大会の関係が、裁判官の独立性との関係で問題となるのは、人事の場面及び業務監督の場面である。

(一) 人 事

最高人民法院及び地方各レベルの人民法院の院長は、対応するレベルの人民代表大会により選挙され、及び罷免され、各人民法院の副院長、院長、副院長、裁判委員会委員及び裁判官(中国語では「審判員」)(以下「非院長裁判官」と総称する。)、は、対応するレベルの人民代表大会常務委員会により任免される(憲法六二条七号、六三条四号、六七条一一号、一〇一条二項前段、人民法院組織法一〇条二項、三四条)。このことは、「中華人民共和國法官法」(以下「法官法」という。一一一条によっても確認されている)。

憲法、人民法院組織法及び法官法の規定に従い、ある人民法院の非院長裁判官の任免を人民代表大会に具申する権限は、原則として当該人民法院の院長に属する。例外として、一定の中級人民法院⁽⁴²⁾については、その非院長裁判官の任免を具申する権限は、高級人民法院の院長に属する(法官法二一条四項)。

また、各人民法院の非院長裁判官の免職については、「各レベル人民代表大会常務委員会監督法」⁽⁴³⁾(以下「監督法」という。四四條乃至四六條にも具体的な手続規定が設けられている)。

そのほか、地方各レベルの人民代表大会の閉会期間中においては、その常務委員会は、上級人民法院を通じて上級人民代表大会常務委員会の許可を得て、院長を交代させることができる（人民法院組織法三五条二項後段）。

このように、法律的、形式的には、院長及び非院長裁判官についての人事権は人民代表大会（及びその常務委員会）に属する。しかし、実態としては、これら人事が行政機関である人民政府の人事部門の関与の下で行われていると言われている⁽⁴²⁾、また、実質的決定は各レベルの党委員会が行っていると言われている⁽⁴³⁾。

（二）業務監督

最高人民法院及び地方各レベルの人民法院に対する業務監督は、対応するレベルの人民代表大会常務委員会がこれを行う（憲法六七条六号、一〇四条⁽⁴⁴⁾）。（前述（Ⅲ三二）のように、「裁判の独立」原則（憲法二二六条）は、国家権力機関である人民代表大会（及びその常務委員会）が人民法院の裁判業務に関与することを妨げるものではない。）この業務監督については、本来的に存在する定期的な業務報告の制度（人民法院組織法一六条）に加えて、近年、個別の訴訟事件に対する監督（以下「個別事件監督」という。）が行われるようになっており、審理中の事件への介入がなされるという状況も生じていた⁽⁴⁵⁾。監督法の起草作業においては、個別事件監督の扱いが一つの争点となったが、最終的には、個別事件監督を認める規定も、禁止する規定も、設けられなかった。

3 人民檢察院による監督

人民檢察院は国家の法律監督機関である（憲法第二九条）。人民檢察院は公安機関の捜査活動、刑事判決・裁決の執行、監獄の活動等の合法性について監督権を有する他、人民法院による裁判の適法性についても監督権を有する（人民檢察院組織法⁽⁴⁶⁾五條、一七條、一八條等）。（裁判の独立⁽⁴⁷⁾原則は、人民檢察院による監督を妨げるものではない（本稿Ⅲ三二参照）。）

そのような監督権のあらわれとして、地方各レベルの人民檢察院は、下位レベルの人民法院の下した判決・裁決で、

既に効力を生じたものに対して「抗訴」⁽⁴²⁹⁾を提起することができ、最高人民検察院は地方各レベルの人民法院の下した確定した判決・裁決に対して「抗訴」を提起することができる。そして、この抗訴は裁判監督手続と呼ばれる再審手続により処理される。(人民検察院組織法一八条、刑事訴訟法二〇五条、一九九一年民事訴訟法一八五条、一八六条⁽⁴³¹⁾、行政訴訟法六四⁽⁴³⁰⁾条)

前述(Ⅲ三三)のように裁判委員会の会議には、人民検察院の檢察長(及びその委託を受けた副檢察長)が列席することができる。その意味では、人民検察院には、「抗訴権」を背景として、(判決内容について最終決定権を有する)裁判委員会において影響力を行使するチャンネルが存在することになる。

なお、刑事事件については、公安と檢察、檢察と法院が連携して処理を行うという状況が指摘されており、また、党指導体制の下、重要な刑事事件については、党委員会(乃至政法委員会⁽⁴³²⁾)が事前に公安部门、人民検察院及び人民法院に協調させて処理をすることが可能であるので、重大事件については、事後的に「抗訴」を提起する必要性は相対的に低いとも思われる。

4 行政機関と人民法院の関係

前述(Ⅲ三二)のように、「裁判の独立」原則は、行政機関による裁判への介入を否定するものである。

しかし、行政機関が人民法院の人員編成・経費・設備などの分野に対して有するコントロール権により、人民法院の独立性が損なわれており、それは、特に地方レベルでは深刻であるという指摘もある⁽⁴³⁴⁾。また、これとの関係では、近年、行政機関である國務院が、人民法院の訴訟費用に関する規則を制定・試行しているということ、及び、同規則が従前の最高人民法院の規則を否定する形で制定されたということも興味深い。

そのほか、人民法院を指導する党組織である政法委員会について「各レベルの政法委員会には、同レベルの人民政府

の責任者のうちの次席者一名が含まれていなければならない」と定められていることも興味深い。政法委員会を構成する党員の序列にもよるが、仮に、当該次席者の序列が相応に高ければ、「行政部門のトップクラスの人員が党を通じて人民法院に対して影響力を行使することができる」ことになるからである（各レベルの人民政府は、国家の行政機関である（本稿Ⅲ-4参照））。

なお、裁判官の考課に関与する法官考課・評議委員会の委員に行政部門のトップクラスの人員が就任する場合もあると思われる。⁽⁴³⁾

行政機関と人民法院の関係については、最近の業績においても紹介・検討されている。⁽⁴⁴⁾

5 裁判官（法官）の身分保障

日本では、裁判官の職権の独立を確保するためには裁判官の身分保障が必要不可欠であると考えられている。⁽⁴⁴⁾ 言い換えれば、日本において、裁判官の身分保障の必要性は、裁判官の職権の独立を担保するという点に求められている。

一方、中国においては、前述（Ⅲ三）のように、そもそも裁判官の職権の独立が存在しないのであるから、裁判官に身分保障を与える必要性（乃至必然性）はない。そして、以下に述べるように、実際にも、身分保障は与えられていない。

法官法は法官の職責、資格、任免、等級、考課、賞罰等について規定を設けている。「法官」とは、法により裁判権を行使する裁判官を指し、これには、最高人民法院及びその他の各人民法院の院長、副院長、裁判委員会委員、延長、副院長、裁判官及び裁判官補が含まれる（法官法二条）。（本稿では「裁判官」という言葉と「法官」という言葉を使い分けている。）⁽⁴⁵⁾

法官については、所属する人民法院において考課が実施される（同法二二条）。

各人民法院にはそれぞれ、五人、七人又は九人の委員により構成される法官考課・評議委員会が設置される(同法四八条一項、四九条一項、法官考課・評議委員会暫定施行組織規則三条、七条)。当該委員会の事務機構は当該人民法院の人事管理部門である(同規則一〇条)。法官考課・評議委員会は、適宜招集・開催され、民主集中制が実行される(同規則八条)。即ち、多数決による意思決定がなされる。

法官考課・評議委員会の任務は「法官に対する養成訓練、考課、評議業務」を導くことである(同法四八条二項前段)。ある人民法院の法官考課・評議委員会は、当該人民法院の「法官年次考課案を審査し、考課業務を導く」(同規則四条一号)ものとされる。この法官年次考課案を作成するのは当該人民法院のいずれかの部門である(同法二条参照)ので、院長及び当該部門を所轄する副院長等の幹部は、考課案の内容に影響力を及ぼしうるものと考えられる。

ある人民法院の法官考課・評議委員会の委員は、当該人民法院の院長及び副院長並びに関連部門の主要責任者によって構成され(同規則五条)、当該委員会の主任(即ち委員長)は当該人民法院の院長が担当する(法官法四九条二項)。

ある人民法院において副院長が二名以上存在することは特に珍しくないので、院長及び副院長によって法官考課・評議委員会の委員の過半数を占めることは十分に可能であろう。

後述(Ⅲ五一)のように、ある人民法院の院長及び副院長は当該人民法院の党グループの構成員であることが一般的である。従って、仮に、院長及び副院長で過半数が占められた場合には、法官考課・評議委員会の決議権は、当該人民法院の党グループにより握られているということにもなる。また、院長及び副院長以外の「関連部門の主要責任者」とは、同レベルの他の国家机关のトップクラスの人員であると思われる、「党管幹部」制度の適用対象となる人員であり、かつ、当該機関の党グループの構成員である可能性が高いであろう(本稿Ⅲ二六(四)、(五)参照)。

結局、法官考課・評議委員会の意思決定権は中国共産党により掌握されていると考えられる。

法官考課・評議委員会については、「さほど実権のない組織」という評価もあるが、運用次第では、裁判官について

の党管幹部制を補強する機能を果たすこともできると思われる。

なお、法官の考課については「指導者と大衆を結びつけ」て行うとされる（法官法二二条前段）が、これは、大衆の声によく耳を傾けよという意味に過ぎず、法官考課・評議委員会に一般大衆を参加させよという意味ではない。

考課は、平常考課及び年次考課を組み合わせて行われる（法官法二二条後段）。考課の内容には、裁判業務実績、思想人徳、裁判業務及び法学理論の水準、業務態度並びに裁判のやり方が含まれ（同法二三条前段）、裁判業務実績が重点的に考課される（同条後段）。

年次考課の結果は優秀、適任、不適任の三等級に分けられる（同法二四条一項）。

考課の結果は、法官の賞罰、養成訓練、免職、解雇並びに等級及び賃金の調整の根拠とされる（同条二項）。

年次考課の結果二年連続で不適任と確定された法官は、解雇される（同法第四〇条一号）。解雇事由には、その他、「その時点で従事している業務の任に堪えず、かつ、別途の配置を受け入れない場合」（同条二号）、「法官としての義務を履行せず、教育を経て、依然是正されない場合」（同条五号）等が含まれる。

解雇された法官は、法定手続に従って免職される（同法四一条）。

考課により不適任と確定された法官についても、その職を免するよう、法に従って具申しなければならないものとされる（同法二三条四号）。

「職務をおろそかにして、誤判事件が生じたこと」（同法三二条八号）は、懲戒事由であり、警告、過失記録、重過失記録、降級、免職、除名のいずれかの処分をしなければならぬものとされる（同法三三条、三四条一項）。免職処分を受けた場合には、同時に、賃金及び等級が引き下げられる（同法三四条二項）。（即ち、免職処分とは、解雇と異なり、法官としての職を解くのみであると理解できる。）

判決の破棄率及び再審率は考課の要素として考慮され、更に、下級人民法院の判決が上級人民法院による二審または

再審で破棄・変更されれば、破棄・変更された原判決は「誤判」(中国語では「錯案」)であったものと認識される。⁽⁴⁵³⁾「年に二回上級審で判決が覆されたら、自宅待機あるいは書記官へ更迭される等のペナルティ」⁽⁴⁵⁴⁾があるとも言われる。つまり、判決の破棄・変更が考課の要素として考慮されることは当然として、状況により、これが懲戒事由にもなりかねないという状況であると理解できる。このような「誤判責任制」により、「個々の担当裁判官にとっては『上司』の意向に従うことが……保身につながる仕組になっている」と指摘されている⁽⁴⁵⁵⁾。

以上をまとめれば、法官については、(a)考課の対象が業務内容(判決内容を含む。)に及び、(b)考課の基準が抽象的であり、(c)考課案の作成及び審査の両方について、所属人民法院の院長その他の幹部が関与し、(d)「身分を保証された期間」というものが存在しない、といった状況にあるといえる。

このような身分保障の欠如は、前述(Ⅲ三8)の「裁判官個人は、権力、金銭、人情及び暴力から来る圧力に抗することができない」という状況の一因にもなっていると思われる。

五 党指導体制と「裁判官の独立」

1 党指導体制と人民法院

前述(Ⅲ二6)のように、中国共産党による国家机关の「指導」乃至コントロールは、党組織の整備(特に党グループ及び対口部の設置)及び党管幹部の制度によって主として実現されていた。

人民法院についても、これはそのままあてはまる。

各人民法院には党グループ(党组)⁽⁴⁵⁶⁾が存在する。各人民法院の党グループの構成については「一般的に言って、機関党グループの書記は人民法院の院長が担任する。機関党グループの構成員には、更に、副院長、紀律検査書記(一般には行政事務を担当する副院長が兼任する)。政治部主任及び関連する延長等が含まれる。」⁽⁴⁵⁷⁾とされる。つまり、人民法院の院

長、副院長、一部の廷長等は、国家机关たる人民法院内において強い職権⁽⁴⁶⁾を有する公務員としての顔と、党グループの構成員としての顔とを併せ持っている。

人民法院を所轄する対口部としては、中国共産党の中央組織である中央政法委員会が存在し⁽⁴⁶⁾、地方各地にも党委員会の政法指導機構（名称は政法委員会と統一されている）が存在する⁽⁴⁶⁾。（政法委員会が党委員会の機構であることから、「政法委員会を通じて指導」は、単に、「党委員会による指導」と表現されることもある。）

また、党管幹部制は人民法院の構成員にも適用される⁽⁴⁶⁾。法官考課・評議委員会の意思決定権が中国共産党により掌握されていると考えられることは前述（Ⅲ四五）の通りである。

これらのことは、個別事件の裁判業務及び裁判官の人事について、「中国共産党が正式に介入するチャンネル」が確保されていることを、少なくとも意味する。

なお、各人民法院の院長の選挙・罷免権及び非院長裁判官の任免権は、対応するレベルの人民代表大会（乃至その常務委員会）が有する（本稿Ⅲ四二参照）が、その人民代表大会（及びその常務委員会）も中国共産党の指導の下にある（本稿Ⅲ二五（三）参照）。

党管幹部制については、適用対象となる幹部の範囲を縮小しようとする動きもあると言われるが⁽⁴⁶⁾、仮に範囲が縮小されたとしても、人民代表大会（乃至その常務委員会）への指導による人事決定のチャンネルは残ることになるし、必要に応じて範囲を再拡大することも可能である。党管幹部制の適用対象幹部の範囲縮小（又は拡大）は、個別の裁判業務への関与・不関与の度合いの決定ということと同様、中国共産党が自らその時々々の政治状況との関係で選択していく流動的なものだからである（本稿Ⅲ二六（三）、Ⅲ二七参照）。

政法委員会及び人民法院の構成員に関する党管幹部制については、最近の業績においても紹介・検討されている⁽⁴⁶⁾。

2 個別事件処理への党の介入

(一) 正式介入——党委員会による審査

中国の現行裁判制度の原型は、一九五四年の人民法院組織法によって打ち出されたと言われる⁽⁴⁶⁾。それから間もない時期における、個別の訴訟事件の処理への中国共産党の正式な介入乃至関与(以下「正式介入」という)の状況を説明するのが高橋教授による次の記述である。

「党の指導は方針、政策、思想、活動方法などの一般的方法に限定されず、具体的事件の裁判についても指導が必要であることが強調される。……党の指導は重大な意義を持つ事件にかぎっておこなわれるようである。党が積極的に指導するばあいもあり、法院の側から指示をあおぐこともあるが、党委の指導は法院の中の黨員及び党組織を通じておこなわれるのが原則である。」⁽⁴⁷⁾

この記述は、主として一九五六年から五八年頃の中国の文献に基づくものである。この時期は、五七年の反右派闘争⁽⁴⁸⁾開始を契機に党政分業のモデルから党政不分のモデルへと移行した時期であるが、高橋教授の叙述内容は、現在一般に言われている状況とさほど変わるものではない。

その後、一九六〇年代になると、正式介入を定める最高人民法院の規定も出されるに至り、そこにおいては、刑事事件のみならず重大民事紛争も正式介入の対象として規定されていた⁽⁴⁹⁾。その後、一九七八年の時点においても、民事・刑事共に正式介入制度が維持(又は再開)されていることが同年の全国刑事裁判活動会議及び全国民事裁判活動会議における最高人民法院副院長の報告(乃至発言)により確認されている⁽⁴⁷⁾。この全国民事裁判活動会議の後に試行された「人民法院民事事件裁判手続き制度の規定」においては、「重大な事件及び涉外事件は、同級の党委員会に報告して審査・承認をうけなければならない。」と定められていた⁽⁴⁸⁾。

ところが、その後、一九七九年九月に至り、刑法及び刑事訴訟法の施行との関係で、中国共産党中央委員会は、党委

員会による事前審査承認制度を廃止する旨の文書（以下「六四号文書」という。）を發した。⁽⁴⁷⁾ 六四号文書は、一部の刑事事件について例外扱いを定めており、また、一九八一年一月の全国刑事裁判工作会議において最高人民法院院長が「重大な方針・政策問題や重大な事件または疑義ある事件については、自、主的に党委員会に報告し指示を求めらるべきである。」との講話を行ったことで、事実上大幅に修正されたと評されている。⁽⁴⁸⁾

六四号文書発布後、党委員会による事前審査承認制度を訴訟手続規定に見出すことはできなくなったものの、⁽⁴⁹⁾ 党委員会による事前審査承認制度については、「旧態に復した」⁽⁴⁷⁾、「審査の対象となる事案は減少しているものの、党が審査権を行使している実態にはほとんど変化が無い」、⁽⁴⁸⁾「重大な政治的影響を及ぼす案件、重大な刑事事件、党・政府の指導幹部にからむ案件、影響の比較的大きい民事、経済、行政案件などについて、事実上、各法院と同級の党委員会の審査・承認が行われているようである」⁽⁴⁹⁾等と評されている。

鈴木教授が一九九三年秋から一九九四年春にかけて長春、北京、天津、重慶、済南の各都市で合計六つの人民法院において行なったインタビュー結果⁽⁴⁸⁾においても、党が重大・難解事件については関与をしているということが概ね示されている。また、ごく最近の文献においても、個別事件への党の正式介入が存在するという旨の指摘がなされている。⁽⁴⁸⁾

その他、党委員会による個別事件関与が存続していることは、中央及び地方の政法委員会（即ち、人民法院を所轄する中国共産党の対口部）に関する権限規定からもみてとることができる。政法業務に関して中共中央が一九八二年に發した文書⁽⁴⁸⁾においては、各レベルの党委員会の政法委員会の任務の一つとして、「党内の共同執務を組織し、重大・難解事件を適切に処理すること」が定められていた。また、一九九〇年三月に中央政法委員会が復活⁽⁴⁸⁾した直後に中共中央が發した文書⁽⁴⁸⁾においては、「政法各部門は、党委員会の集中的統一指導を自発的・積極的に受け入れなければならない」と定められていた。また、同文書は、党委員会の政法指導機構の名称を政法委員会と統一する旨を定めた上で、各地の政法委員会の業務について「過度に具体的に各部門の業務に口出しをしてはならず、……」と定めていた。いずれの文書に

においても、政法委員会が個別事件に関与することを禁止する規定は、設けられていなかった。

以上に基づけば、正式介入が「事前審査承認制度」という制度化された形で存在しているか否かは不明確であるものの重大事件についての正式介入が、党制度及び国家制度の中に組み込まれ、機能しているということは明らかであると思われる。

中国共産党が介入する「重大事件」(乃至重要事案)については、刑事事件を念頭にした議論がなされることが多い。しかし、事の本質は「何をもって重要事案とするかについての明確な基準はなく、党の側で重要と判断すれば対象に取り上げられる」⁽⁸⁸⁾、「党がいざとなったら有効に裁判に介入するルートを確認している」⁽⁸⁹⁾という点、即ち、ある個別事件に中国共産党が介入するか否かということは、「中国共産党が自制するか積極的に振舞うか」という中国共産党の自主的判断にかかっているという点にあり、そして、この点について刑事と民事に差異はない。

このように中国共産党がその意思に応じて個別事件に介入することが可能であるという状況が生じている一因は、中国共産党に権力が集中する一方、それが憲法及び法律による制約を何ら受けていないという点にある。

本稿II 4においては、「日本において『独立した裁判官による裁判』を保障する機能を果たす中核的な制度」の一として「立憲主義的枠組」を挙げた。右の中国の例は、まさに、「立憲主義的枠組」が存在しない状況においては裁判官の独立性が保ち得ないということを実証するものであると思われる。

(二) 非公式介入——個人レベルでの影響力行使

個別の業務及び人事について「中国共産党が正式に介入するチャンネル」がある以上、これに対応して、中国共産党の幹部個人が個別の業務について非公式に影響力を行使すること(以下「非公式介入」という。)が可能であるというのは、至極当然のことであろう。

これについては、「末端の政法委員会自体は……実際、活動はそれほど活発だとはいえないとの指摘もある。むしろ問題なのは政法委员会主任の個人的な介入の方であるという。」⁽⁸⁸⁾とも言われている。

また、非公式介入の方法として、前述の鈴木教授のインタビューへの回答の中であらわれたものとしては、以下の二つの回答を挙げることができる。

回答例一 「当事者から党に手紙がいき、法院に照会がくるということはある。……とくに社会への影響の大きな事件などでは、時には問い合わせがくることはある。」⁽⁸⁹⁾（北京市高級人民法院）

回答例二 「党、人大は当事者からの手紙などを受け取ると、それを法院へ回送してくる。その際、『法にもとづいて処理せよ』と指示してくる。」⁽⁹⁰⁾（重慶市中級人民法院）

回答例一、回答例二共、回答者は、これらの照会、問い合わせ、処理指示等が違法であり、不当であり、又は党規律違反であるとは考えていないようである。

しかし、回答例一及び回答例二は、状況により（又は常に）事件担当裁判官にとって相当の圧力となる行為であることは、明らかであろう。中国において裁判官に身分保障が無く、一方、裁判官人事を中国共産党が直接又は間接に握っていることに鑑みれば、ある裁判官が党幹部等から「法にもとづいて処理せよ」との指示を受けた場合において、当該裁判官が「当該事件処理において可能な複数の選択肢」の中から「当該党幹部等に影響力行使を依頼した当事者（以下「依頼当事者」という。）に不利な選択肢」を選ぼうとするときには、当該裁判官は、自己に不利益が生じるリスク（それが大きいか小さいかはともかく）を覚悟する必要があると思われる。また、単に人事権からくるリスクのみならず、自己の判決が覆されることによるリスクも無視できないであろう。依頼当事者を敗訴させた場合には、上訴審（又は、上訴審的に運用されている再審⁽⁹¹⁾）において、依頼当事者が政治権力とのパイプをより精力的に活用し、原判決の全部又は一部を覆すことに成功する可能性が相対的に高く、仮にそのような結果になった場合には、前述（Ⅲ四5）のように誤判

(中国語では「錯案」として、人事考課においてマイナス評価されうるからである。

以上のようなリスクが単なる机上の空論でないということは、前述(Ⅲ三8)で紹介した「裁判委員会は、外界からの障壁として機能し、裁判官の独立を守っている」という見解の内容から知ることができる。そこにおいて「権力からの圧力」が概ねこのケースに該当すると思われる⁽⁹⁸⁾。なお、この見解は、何ら特殊な見解ではなく、同旨の見解を他にも見出すことができる。例えば、新華網に転載された、裁判委員会に関する最近の改革についての論評においても、「多くの事件において、『挨拶をしてくる』⁽⁹⁹⁾人がいつも居るので、合議廷の構成員は、口出しに抵抗するために、往々にして事件を裁判委員会に回す。この種の状況において、裁判委員会は、合議廷の『避難港』である。」という見解が紹介されている。

このような状況が生じているのは、党规による内部規制がなく、又はそれに実効性がないために、党幹部個人が権力を行使することが可能となっているからであろう。そして、その前提となっているのは、中国共産党が国法による制約を受けない形で権力を独占している状況であると思われる。

(三) 中間的介入——党幹部・党グループ經由の影響力行使

人民法院の党グループ構成員で、かつ、院長、副院長、院長等の地位を有する者⁽¹⁰⁰⁾(以下「党Ⅱ法院幹部」という。)が、当該事件人民法院に係属する特定の事件に影響力を行使しようと考えた場合には、前述の正式介入、非公式介入のいずれにも該当しない方法をとることができる。即ち、事件の裁判委員会への回付の決定又はその具申、裁判委員会での発言、合議廷への参加、廷長・院長審査制度を通じた関与等、人民法院の幹部として正式なルートでの影響力行使が可能である。

このような影響力行使は、国法により認められた職権(本稿Ⅲ三、四参照)の行使に他ならないが、党Ⅱ法院幹部が、党員としての顔と国家機関の人員としての顔を共に有していることに鑑みれば、これを中国共産党による影響力行使と

みることでもできる。「裁判委員会と法院の党委又は党グループの構成員の重複度は比較的高いので、法院の党委又は党グループの裁判委員会の意思決定に対する影響力は極めて大きい。」⁽⁴⁹⁷⁾「裁判委員会制度の主要な役割は……党の方針と政策に基づいて裁判活動を指導、管理するという、より根本的な部分に求められている。」⁽⁴⁹⁸⁾「裁判委員会は中国共産党の意向を裁判の結果に直接的に反映させるための合法的な表ルートともなっている」⁽⁴⁹⁹⁾等の表現は、国家機関である裁判委員会が、中国共産党のために機能するという状況を良く示している。

また、法院幹部が、党员としての地位を有するために、法院内及び法院外の、より高位の党幹部からの影響力に服しやしい状況（又は服すべき状況）にあることに鑑みれば、人民法院の構成員に党员が含まれているという状況自体を、裁判官の制度的独立性に悪影響を与えるものとして認識することもできる。

なお、党指導体制の下で法院幹部その他の裁判官が党员としての身分を持つことと、複数政党制をとり、司法権の独立が存在する国家において裁判官が特定の政党の構成員になるということとの間には、根本的な差異があると思われる。前者においては、中国共産党による司法業務コントロールのために、法院幹部ポストに党员が配置されているのであり、一方、後者においては、「裁判官は、所属政党の指示に基づいて判決を下してはならない」ということが裁判官に政党加入を認める当然の前提になっていると思われる。

3 中国共産党の指導と「裁判の独立」原則

前述のような正式介入の歴史的経緯、「党政分業」モデルを反映した人民法院における党の組織体制の状況等⁽⁵⁰⁾に鑑みれば、正式介入は、「裁判の独立」原則に違反するものではないと考えるのが「実務」乃至「実際に運用されている法の形」であると思われる。

このことは、「裁判の独立」原則を定めた条文との関係では、「人民法院は、法律の規定に従って、独立して裁判権を

行使し、行政機関、社会团体及び個人による干渉を受けない。」(憲法二二六条、人民法院組織法四條)⁽³⁸⁾との規定にいう「社会团体」に中国共産党は該当しない、という形で説明することになる。そして、これに關しては、實際に、次のような説明がなされている。

「一九八二年の憲法改正の際に、再び、人民法院が裁判を独立して行うという司法原則を肯定した。ただし、一九五四年憲法の規定内容は改訂した。というのも、憲法改正者は次のように考えたからである。一九五四年憲法の規定はやや絶対的に過ぎ、『人民法院は独立して裁判権を行使し、法律のみに服従する。』という規定は字面の意味に照らして理解すると、法院が完全に独立していることになる。しかし、わが国の實際の状況に基づけば、人民法院が裁判を行うに際しては、中国共産党の指導を受け入れなければならず、更に、国家権力機關の監督を受けなければならない。この要因を考えれば、法院は、裁判権を独立して行使し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない、と規定するのがより正確である。」⁽³⁹⁾

これに対して、憲法二二六条及び人民法院組織法四條にいう「社会团体」には中国共産党が含まれるとする文献⁽³⁸⁾や、更にそれが「通説」であると述べる文献⁽³⁹⁾があり、また正式介入は「行つてはならないとされる」と述べる文献⁽³⁶⁾も存在する。しかし、それは、「そのように考えて、批判的な学者が多い」乃至「そのように解釈すべきである」ということの説明として理解するべきであろう。というのも、これら文献は、党委員会による正式介入の實態を特に否定するものではないからである。⁽³⁶⁾

なお、本稿の目的との關係では、中国の制度が中国法上適法であるか違法であるかは問題にならないと考えられることは前述(II四二)の通りである。

(36) 劉芝祥主編『応用民事訴訟法学』(中国政法大学出版社、一九九二年)二二七頁、楊榮新主編『中国民事訴訟法』(中国政法大学出版社、一九九二年)一一八頁、江・前掲注(37)二二三頁、張衛平『民事訴訟法』(法律出版社、二〇〇四年)七一頁。なお、人民法院組織法が定

める裁判委員会の職権にも、「事件の審理」は含まれていない。

(370) 中国語では「合議庭」である。

(371) 簡単な民事事件、軽微な刑事事件等の第一審については、一名の裁判官により裁判をすることができる（人民法院組織法九条二項後段、一九九一年（二〇〇七年）民事訴訟法四〇条二項、一四五条、刑事訴訟法一四七条一項、一七四条）。そのような場合において一人の裁判官により構成される裁判体を単独庭（中国語では「独任庭」という）。

(372) 現行人民法院組織法一〇条一項第二文、一九五四年人民法院組織法一〇条一項第二文。

(373) 熊先覚他・前掲注(356)二八三頁、于紹元・前掲注(356)一四一—一四三頁、章武生Ⅱ左衛民主編『中国司法制度導論』（法律出版社、一九九四年）四八頁、吳霜・前掲注(356)二七五頁。なお、民事訴訟においても「裁判委員会の決定を合議廷は執行しなければならない」ということについて、楊・前掲注(369)一八頁、常怡主編『民事訴訟法学』（中国政法大学出版社、一九九四年）四九頁、張・前掲注(369)七一頁等参照。

(374) 「裁判委員会による決定」は、「合議廷は、評議結論を変更してはならない」という原則の例外の一つとしても説明される。（唐德華主編『新民事訴訟法条文釈義』（人民法院出版社、一九九一年）八〇頁。）

(375) 「指導」（中国語では「領導」の意味については、本稿Ⅲ—3末尾参照）。

(376) 楊・前掲注(369)一一八頁、于紹元・前掲注(356)一四二頁。

(377) 改革論者の中には、「裁判官の独立」を主張する者もいる（宇田川幸則「中国における司法制度改革——裁判官制度改革と『裁判官の独立』を中心に」社会体制と法二号（二〇〇一年）四五—四六頁参照）。しかし、それは、実際の「運用された法の形」が「裁判委員会の『指導』権限が個別事件の処理に及ぶ」ことを前提とした上での主張に過ぎない。

(378) 最高人民法院二〇〇二年八月二日公布、同月一七日施行。

(379) 「人民網——中国政府ニュース」(<http://gov.people.com.cn>)に二〇〇七年二月四日付けで掲載された「審判委員会の改革進展順利確保司法公正」という記事により報道された最高人民法院のスポークスマンの発言内容は、二〇〇二年合議廷規定の内容と一致する。

(380) 裁判委員会の具体的事件処理決定権が行使される場合にも、裁判委員会は、訴訟手続における当事者となることはないからである。

(381) 刑事訴訟法一四九条は、①難解、複雑又は重大な事件について合議廷が処理困難であると認めた場合には、合議廷は、事件を裁判委員会による討論・決定に付す旨を決定するよう院長に具申すること、②合議廷は、裁判委員会の決定を執行しなければならないこと等を定める。

(382) 「中華人民共和国民事訴訟法（試行）」（全国人民代表大会一九八二年採択）第三九条は「重大又は難解な事件の処理については、院長がこれを裁判委員会による討論・決定に付す。裁判委員会の決定を合議廷は必ず執行しなければならない。」と規定していた。同法は、一九九一年民事訴訟法の施行に伴い廃止された。

(383) 全国人民代表大会一九八九年採択。

(384) 裁判委員会の具体的事件処理決定権についての旧民事訴訟法における規定は、一九九一年の民事訴訟法改正により削除されたのであるが、この改正後も依然として、民事事件についての裁判委員会の具体的事件処理決定権は肯定されている(前注(373)参照。同注記載の民事訴訟法に関する各文献は、いずれも一九九一年民事訴訟法についての概説書である)。

(385) 例えば、孫轍「審判委員会制度的考察、検討與重構」万鄂湘主編『中国司法評論・第八卷』(人民法院出版社、二〇〇四年)六四頁(一九九七年から二〇〇二年の期間において、某省の人民法院(一つの高級人民法院、一三の中級人民法院及び一〇七の基層人民法院)においては、六万八八八件の事件を裁判委員会が討論・決定し、うち、二万四五七三件が刑事案件、二万二四六〇件が民商事事件、七四〇七件が裁判監督事件、四三二九件が執行事件、二二四九件が行政事件だったとの統計数値を紹介する。詳細については鈴木・前掲注(6)五〇頁以下参照)、蘇力「送法下郷」(中国政法大学出版社、二〇〇〇年)一〇四—一〇五頁(民事・刑事・行政の全事件について、裁判委員会が討論・決定するものがあるという状況を紹介)、牛振宇「正視與反思：最高法院審判委員會制度研究」左衛民等著『最高法院研究』(法律出版社、二〇〇四年)二八四—二八五頁(最高人民法院の裁判委員会が討論・決定する民事事件の数が減少している旨を述べる)等参照。

(386) 章他・前掲注(373)四八頁。同様の内容とを、民事訴訟法について述べるものとして、楊・前掲注(369)一一八頁。

(387) 楊・前掲注(369)一一八頁、張・前掲注(369)七一頁。民事訴訟における判決書には「裁判人員及び書記員が署名し、人民法院の印章を押捺する」ものとされる(一九九一年(二〇〇七年)民事訴訟法一三八条二項)。なお、刑事訴訟においても、判決書には「合議廷の構成人員及び書記員が署名し、かつ上訴期限及び上訴する法院を明記」するものとされる(刑事訴訟法一六四条)。二〇〇二年合議廷規定第一五条二項後段(本稿Ⅲ三4参照)もこれら規定に対応している。

(388) 重慶市中級人民法院において鈴木教授が一九九四年に行ったインタビューによれば、同法院では、判決書に「裁判委員会が討論して決定した旨を記載する」とのことであった(鈴木賢「中国における市場化による「司法」の析出——法院の実態、改革、構想の諸相——」小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』(有信堂高文社、二〇〇一年)(以下、鈴木「析出」という)二五六頁)。ただし、それが局地的現象なのか否か、また、法的根拠があるか否かということとは不明である。

(389) 合議廷と裁判委員会の関係のみが論じられることが多いのは、中国においては裁判が原則として合議廷によりなされ、例外的に簡單・軽微な事件の第一審のみが単独廷により処理されるにすぎないということ(前注(373)参照)、及び、そのような簡單・軽微な事件の裁判には裁判委員会は関与しないのが通常であること(簡易・軽微な事件への関与は人民法院組織法の定める裁判委員会の任務(本稿Ⅲ三4参照)に通常は該当しないであろう)に起因するものと思われる。

(390) 具体的な規定内容については本稿Ⅲ三4参照。

(391) 章他・前掲注(373)四八頁(傍点は筆者)。なお、鈴木・前掲注(6)四九頁も同旨。

(392) 孫轍・前掲注(365)六五一—六六頁(一九九七年から二〇〇二年の期間において裁判委員会が討論・決定した事件が全事件に占める割合は、某省

の高級人民法院については一四・五三パーセントであり、一方、同省の二三の中級人民法院については、最低が〇・四八パーセントであり最高が九・六六パーセントであったという統計数値を紹介する。)、蘇力・前掲注(385)一〇四—一〇五頁(行政事件及び刑事事件に比べて民事事件は裁判委員会が討論・決定する事件の比率が低い旨を述べる。)、等参照。

(393) 仮にその比率がゼロと同視できるほどのものでは、「裁判委員会の最終決定権」という制度が形骸化していると認識することも不可能ではないであろう。ただし、どの程度の比率を「ゼロと同視」できるかということの検討に際しては、「簡単に小額な民事事件については、裁判委員会の関与を受けずに処理されることが当然である」ということを考慮する必要がある。外国判決の承認・執行において問題となるような高額の国際的要素を持つ事件について裁判委員会が関与する「比率」は全事件についての「比率」よりはるかに高いと考えられるからである。

(394) 例外として、簡単・軽微な事件等についての第一審については、一名の裁判官により構成される単独廷により裁判をすることができる(前注(371)参照)。

(395) 例外的に、院長に対する忌避申立について決定をする場面において、当事者にとつて、その存在が顕在化する可能性はある。というのも、訴訟法上、院長に対する忌避申立については、裁判委員会が決定を行うものとされているからである。

(396) 鈴木・前掲注(6)五三頁。

(397) 宇田川・前掲注(37)四七—四八頁。同論考は二〇〇一年のものであるが、現在においても、「合議廷の権限強化」が裁判官の制度的な独立とは結びついていないという状況は、当時と同様である。

(398) 最高人民法院二〇〇〇年発布。「弁法」については前注(245)参照。

(399) 即ち、「裁判長としての職」を免じられる事由。

(400) 本稿三五—一参照。

(401) 鈴木・前掲注(6)五三頁。

(402) 同前。

(403) 新華網に掲載された二〇〇七年一月二三日付けの「最高法院改革審判委員会：由會議制改為審理制」(副題は「最高法院改革完善審委會 着力解決「審者不判、判者不審」弊端」と題する記事)。

(404) 鈴木・前掲注(6)五三頁参照。

(405) 張・前掲注(263)三九六頁、鈴木・前掲注(6)五三頁。

(406) 張・前掲注(263)三九七頁。

(407) 鈴木・前掲注(6)五二頁参照。その他、本稿三五—二(二)で紹介する「新華網に転載された、裁判委員会に関する最近の改革についての論評」参照。

- (408) 「延長」の意味については、前注(364)参照。
- (409) 小口彦太「木間正道」田中信行「國谷知史」「中国法入門」(三省堂、一九九一年)一九二頁、小口他「中国法」・前掲注(195)八三頁以下。なお、「院長・延長による審査承認制」(木間他「中国法」・前掲注(132)二四二頁)とも表現される。
- (410) 田中・前掲注(15)二八頁。
- (411) 「現在、我が国の立法には、単独裁判、合議廷、院長、延長、裁判委員会の間の関係・職責について明確な規定がなく、司法実務においては、各地でやりかたが一樣ではない。」(陳衛東「嚴軍興主編『新刑事訴訟法通論』(法律出版社、一九九六年)三三二頁)とも言われている。
- (412) 本稿Ⅲ三4参照。
- (413) 小口他「中国法」・前掲注(195)八四頁。
- (414) 田中・前掲注(15)二八頁(院長、副院長、延長を挙げる)。小嶋・前掲注(131)五七頁(院長、副院長、延長、副院長を挙げる。そこにおいて根拠として引用されている文献は一九九八年のもの、即ち二〇〇二年合議廷規定の発布前のものである)。
- (415) 小嶋・前掲注(131)四三頁。
- (416) 「法発〔二〇〇七〕一四号」(最高人民法院二〇〇七年三月三日發布)により、各人民法院に通達された規定である。
- (417) 合議廷参加意見は、「人民法院第二次五年改革綱要(二〇〇四—二〇〇八)」二六条中段の「院長・副院長、延長・副延長は、合議廷に参加して事件を審理しなければならない。」という規定を受けて制定されたものである。(李飛「陳群安」院長庭長穿法袍)(人民法院報のウェブサイ <http://mfyh.chinaourt.org/>)に掲載された二〇〇七年一月三日付けの記事)参照。
- (418) 魏・前掲注(185)三三〇頁。
- (419) 鈴木「析出」・前掲注(388)二七六頁、小嶋・前掲注(131)四三頁。
- (420) 鈴木・前掲注(6)五四—五八頁。
- (421) 全国人民代表大会一九九五年二月二八日採択、二〇〇一年最終改正。
- (422) 人民法院組織法二条が定める四種の中級人民法院のうち二種がこれに属する。
- (423) 全国人民代表大会常務委員会二〇〇六年八月二七日採択、二〇〇七年一月一日施行。
- (424) 鈴木「析出」・前掲注(388)二七七頁。通山昭治「中国における裁判の独立と地方人大」大里仁士「古川正紀編『二世紀社会の安定化条件』(九州大学出版会、二〇〇一年)一九二—一九三頁も同旨。
- (425) 中国共産党による人事決定については、坂口・前掲注(214)三二二頁及び田中・前掲注(15)三〇—三三頁に詳しい。その他、鈴木「析出」・前掲注(388)二七七頁。通山・前掲注(424)一九二—一九三頁参照。
- (426) 人民代表大会による監督について論じたものとして、監督法制定前の文献ではあるが、通山・前掲注(424)、鹿嶋瑛「中国における権力機関の

裁判機関に対する監督のあり方——人民代表大会の裁判監督をめぐる論争を素材として「法学研究論集（明治大学大学院、二〇〇六年）二五巻一頁等がある。

(427) 鈴木「析出」・前掲注(388)二七七頁。なお、地方によっては、個別事件監督の具体的方法を定める法規が制定されている場合もあった。個別事件監督については通山・前掲注(424)及び鹿嶋・前掲注(426)参照。

(428) 全国人民代表大会一九七九年採択、一九八三年最終改正。

(429) 日本法で言う「確定」には相当する。中国内地においては、二審制の下、通常の上訴手続（再審手続を含まない）による救済が認められなくなった時点で判決に（執行力等の）「法的効力が発生する」という制度が採用されている。当事者が再審を申し立てただけでは原判決の執行は停止されないが、再審の決定がなされた場合には、原判決の執行は停止される。これについて、鈴木賢「中国における民事裁判の正統性に関する一考察——民事再審制度を素材として——」小口彦太編「中国の経済発展と法 叢書二五号」三六九頁（早稲田大学比較法研究所、一九九八年）は、中国内地における民事訴訟の状況を一九八六年から一九九六年までの司法統計に基づき紹介しつつ、「上訴事件の五分の一から四分の一にも達する再審を、とてい非常の救済制度であるということではできず、限りなく第三審に近い運用がなされていると見ることができ」（三七三頁）と評する。

(430) ここでいう「抗訴」は、人民検察院が未確定の刑事判決裁決に対して提起する「抗訴」（人民検察院組織法一七条、刑事訴訟法第一八一条）とは別の手続きである。

(431) 二〇〇七年民事訴訟法においては、一八七条、一八八条。

(432) 小口他「中国法」・前掲注(196)八六一八七頁。

(433) 党委員会と政法委員会の関係については、本稿Ⅲ五一参照。

(434) 通山・前掲注(424)一九二—一九三頁。なお、鈴木「析出」・前掲注(388)二七七頁も同旨。

(435) 訴訟費用納付弁法（国務院二〇〇六年二月一九日公布、二〇〇七年四月一日施行）。

(436) 人民法院訴訟費用徴収弁法（最高人民法院一九八九年七月二二日発布）。

(437) 中国語では「副職」。具体的には、首長に次ぐ地位にある副省長、副市长等を意味する。

(438) 「關於維護社會穩定加強政法工作的通知（中共中央一九九〇年四月二日発布）第六項目。（出典は、李・前掲注(29)六八四頁以下。）

(439) 本稿Ⅲ四5参照。ただし、マイノリティとしての参加になると思われ、「行政機関と人民法院の関係」という文脈での影響は小さいと思われる。

(440) 坂口・前掲注(214)二〇—二九頁。

(441) 樋口陽一「憲法Ⅰ」（青林書院、一九九八年）四九一頁。

- (442) 中国語原文は「助理審判員」である。
- (443) 前注(365)参照。
- (444) 最高人民法院一九九六年六月二六日發布(典拠は、中国網(<http://www.china.com.cn/>)及び北大法律信息网(<http://law.chinalawinfo.com/>))。
- (445) 「導く」は中国語原文では「指導」である。中国語の「指導」の意味については、本稿Ⅲ-3末尾参照。
- (446) より具体的には、当該人民法院の人事管理部門であると考えられる(法官考課・評議委員会暫定施行組織規則一〇条参照)。
- (447) 田中・前掲注(16)三三頁。
- (448) 全国人民代表大會常務委員會のオフィシャルサイト(<http://www.npc.gov.cn/>)の「法律積義」の項に掲載された法官法の逐条解釈(二〇〇七年一月二八日最終檢索)において、その旨の記載がある。
- (449) 「裁判のやり方」の原文は「審判作風」である。審理のやり方、審理における態度等を意味するものと理解できる。
- (450) 法官法七条は、法官について、七項目の義務を定めている。
- (451) 年次考課で不適任とされても、平常考課との組み合わせで「適任」とされる余地があるものと思われる。
- (452) 文脈上、「解雇」を意味するものと思われる。
- (453) 坂口・前掲注(24)二二—二三頁。
- (454) 小嶋・前掲注(13)四三頁。
- (455) 坂口・前掲注(24)二〇頁。誤判責任制については、同二二—一九頁に詳しい。
- (456) 小口他「中国法」・前掲注(195)八七頁参照。なお、新華網に掲載された二〇〇七年一月二四日付けの「最高法院明確司法改革須堅持五項原則」と題する記事によれば、曹建明最高人民法院副院長は、二〇〇七年一月二四日の全国法院司法改革業務會議において「人民法院の司法改革業務についての指導を強化するためには、各レベルの人民法院の党グループがキーポイントである」旨を表明し、かつ、高級、中級、基層の各レベルの人民法院において党グループが司法改革のために果たすべき役割を説明している。
- (457) 「国家機関内の党グループ」という意味である。人民法院内の党グループは当然、このカテゴリーに入る。
- (458) 党グループの書記とは、即ち、即ち党グループのトップ乃至責任者である。
- (459) 張・前掲注(263)三九九頁。
- (460) 本稿Ⅲ四一参照。院長は、人民法院の長として、その他様々な権限を有している。
- (461) 毛里・前掲注(134)一五五頁、小口他「中国法」・前掲注(195)六六頁。
- (462) 「關於維護社會穩定加強政法工作的通知」(前注(438)参照)第六項目。
- (463) 小口他「中国法」・前掲注(195)八七頁。

(464) 小口他『中国法』・前掲注(195)六七—六八頁。

(465) 政法委員会について鈴木・前掲注(6)五八—六一頁、田中・前掲注(15)二五—二七頁。人民法院の構成員に関する党管幹部制については、坂口・前掲注(24)三一—二二頁、田中・前掲注(15)三〇—三三頁。

(466) 木間他『中国法』・前掲注(132)三三三頁。

(467) 高橋勇治『裁判の独立』原則』福島正夫『社会主義国家の裁判制度』(東京大学出版会、一九六五年)二八七頁以下所収(第三篇第二章)二九六—二九七頁。

(468) 根拠文献として引用されているものは、主として中共八中全会(一九五六年)の文献及び一九五八年発行の雑誌(政法研究)に掲載された論文である。

(469) 本稿Ⅲ二五(五)参照。

(470) 毛里・前掲注(134)三三—三四頁。

(471) 田中信行「中国における裁判の独立と党の指導——一九五四年—一九八一年——」季刊中国研究五号(社団法人中国研究所、一九八六年)六—六七頁。

(472) 田中・前掲注(471)七一—七二頁。

(473) 田中・前掲注(471)七二頁。

(474) 田中・前掲注(471)七五頁、木間他『中国法』・前掲注(132)二四二頁。

(475) 木間正道「中国の裁判制度と『裁判の独立』原則——法学論争からみたその特徴と問題点——」法律論叢七二巻一号(明治大学法律研究所、一九九九年)二七—二八頁。

(476) 「訴訟手続きからは削除された。」と言われている(小口他『中国法』・前掲注(195)八四頁)。

(477) 木間他『中国法』・前掲注(132)二四二頁。

(478) 小口他『中国法』・前掲注(195)八四頁。

(479) 小口『現代中国の裁判と法』・前掲注(292)八九頁。なお、党委員会による事前審査承認制度の歴史的展開については、同書二七—三六頁において詳しく。

(480) 鈴木「析出」・前掲注(388)二四—二六二頁。

(481) 田中・前掲注(15)二七頁、鈴木・前掲注(6)六一頁。

(482) 「關於加強政法工作的指示」(中共中央一九八二年一月二三日發布)第十項目。(出典は、李・前掲注(237)六七三頁以下)。なお、この文書は、一九九〇年以降も効力を有しているものと思われる。

- (483) 一九八〇年代後半の政治体制改革により、中央政法委員会は、一九八七年から一九九〇年までは一旦廃止されて中央政法協調小組に再編されていた(毛里・前掲注(134)一五五頁)。
- (484) 「關於維護社會穩定加強政法工作的通知」(前注(438)参照) 第六項目。
- (485) 即ち公安部門、人民檢察院及び人民法院。
- (486) 田中・前掲注(15)二七頁。
- (487) 鈴木・前掲注(6)六一頁。
- (488) 鈴木・前掲注(6)六一頁。
- (489) 鈴木「析出」・前掲注(388)二五二頁。
- (490) 「人大」とは人民代表大會の略称である。
- (491) 鈴木「析出」・前掲注(388)二五七頁。
- (492) 前注(429)参照。
- (493) 正式介入であれば、それは「服従すべき指導」であり、「裁判委員会が遮断することのできる圧力」ではないからである。
- (494) ここでいう「挨拶をしてくる」は、本文記載の回答例一、二のような状況のみを意味するものでなく、より広汎な影響力行使をも包含しうる表現である。
- (495) 新華網に転載された二〇〇七年一月一日付けの「最高人民法院力推審委改革 欲結束『垂簾斷案』」と題する記事からの抜粋。
- (496) 人民法院の党グループ構成員と院長、副院長、院長等との関係については本稿Ⅲ五参照。
- (497) 陳欣新・前掲注(326)一六七頁。
- (498) 小口他「中国法」・前掲注(196)八二頁。
- (499) 鈴木・前掲注(6)五三頁。
- (500) 本稿Ⅲ二六(三)、Ⅲ五1、2参照。
- (501) 民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政訴訟法にも憲法二二六条及び人民法院組織法四条とほぼ同様の規定が設けられているので、その解釈という形で問題にすることもできる。(田中・前掲注(41)七七—七八頁参照)。
- (502) 全国人大常委会办公厅研究室政治組編著「中国憲法精釈」(中国民主法制出版社、一九九六年)二七八頁。同書は、全国人民代表大會常務委員會の關係部署による著作であり、その内容は、中国共産党及び中国政府の公式見解を反映していると理解することもできる。
- (503) 通山・前掲注(424)一九二頁。
- (504) 木間・前掲注(475)二五頁。

(505) 高見澤磨「現代中国の紛争と法」(東京大学出版会、一九九八年)八九頁。

(506) 「社会团体」に中国共産党も含まれるという解釈態度をとる場合には、正式介入の存在という実態は、「法律と現実との間のギャップ」(田中・前掲注(四)七八頁)として認識されることになる。

IV 総 括

日本国憲法の下、「裁判官の制度的独立性」を実現するために用意されている制度としては、先ず、裁判官の職権の独立を挙げることができる。これは、裁判官が裁判に関する権能を行使するについて、他者の指揮、監督その他の干渉を受けないことを意味する⁽⁵⁰⁷⁾。

本稿Ⅲで詳述したように、中国においては、事件を担当する裁判官は、個別の事件処理について、裁判委員会の決定に従わなければならない、また、院長、廷長等の法院幹部による監督を受ける立場にある。更に、考課の対象が事件処理の内容・結果にわたるといふ点で、考課を通じて事後的に事件処理が監督されているという側面もある。それらに鑑みれば、日本における「裁判官の職権の独立」に相当する制度が中国に存在しないことは明らかである。

そして、実際に、裁判委員会により一定量の事件が処理されているという状況(即ち、「事件を担当する裁判官」以外の主体による事件処理決定がなされ、当該決定を「事件を担当する裁判官」が執行しているという状況)に鑑みれば、当該不存在による裁判官の制度的独立性への影響を除去するに足りる別の実効的な制度又は状況(代替制度・代替状況)が存在しないことも明らかである。

日本では、裁判官の職権の独立を確保するためには、裁判官の身分保障が必要不可欠であると考えられており、これが憲法の明文⁽⁵⁰⁸⁾により保障されている。

一方、中国においては、身分保障により達成すべき目的たる「裁判官の職権の独立」が存在しない。そして、実際に

も、中国においては、裁判官に身分保障は与えられていない⁽⁵⁰⁾。そして、身分保障の不存在による裁判官の制度的独立性への影響を除去するに足りる別の実効的な制度又はその他の状況(代替制度・代替状況)も存在しない。

また、中国においては、民主集中制の下、近代立憲国家におけるような司法府の独立(権力分立)は存在せず、党指導体制の下、国家権力が憲法の枠内で行使されるという意味での立憲主義的枠組も存在しない⁽⁵¹⁾。そして、これらについて、代替制度及び代替状況が存在しないことは、人民法院以外の国家機関及び中国共産党による個別事件処理への関与及び裁判官の人事への関与の状況から明らかと思われる。

以上を前述(Ⅱ四2)の比較方法に即して表現すれば、「裁判官の職権の独立」、「裁判官の身分保障」、「司法府の独立(権力分立)」及び「立憲主義的枠組」は、中国においてはいずれも存在せず、そして、それらの不存在による裁判官の制度的独立性への影響を除去するに足りる別の実効的な制度又は状況も、何ら存在しないことになる。

前述(Ⅱ二一)のように、裁判官の制度的独立性についての(日本国)憲法上の最低水準を具体的にどのように考えるかということは、個別的な検討の蓄積を待つべき問題であると思われる。しかし、外国判決の承認・執行制度との関係で(日本国)憲法三三条に規範としての実質的な価値乃至機能をいささかでも認めるのであれば、中国における裁判官の制度的独立性は、憲法上の最低水準を下回っているといわざるを得ないであろう。

日本の裁判所がそのような判断をすることは、何ら「政治的に問題」⁽⁵²⁾ではないと思われる。というのも、そのような判断において、日本の裁判所は、中国の政治制度及び裁判制度を非難する必要はなく(また、非難すべきでもなく)、単に両国の制度の差異を指摘すれば足りるからである。

なお、以上の検討からも明らかなように、中国における裁判官の制度的独立性は、中国共産党が奉じるマルクス・レーニン主義、毛沢東思想その他の社会主義イデオロギーとは直接の関係を有しない。これら社会主義イデオロギーにより党指導体制の正統性が説明されているという側面はあるが、党指導体制の正統性が説明可能かどうかということ自

体は、中国における裁判官の制度的独立性と関係がないからである。

仮に、これらの社会主義イデオロギーが今後放棄され、又は変更されたとしても、党指導体制が現在ののような形で継続する限り、中国における裁判官の制度的独立性に大きな変化は生じ得ないと思われる。中国が社会主義を放棄し、体制移行を試みるような状況が今後仮に生じた場合には、裁判官の制度的独立性に関する法制度の変更状況及び運用状況に加えて、中国において立憲主義的枠組が実効的に機能しているかという点に特に注意する必要があると思われる。

(507) 樋口・前掲注(41)四八九頁。

(508) 樋口・前掲注(41)四九一頁。

(509) 日本国憲法六四条、七八条、七九条二項乃至六項、八〇条等。

(510) 少なくとも、身分保障の名に値するようなのは特に存在しない。本稿Ⅲ四5参照。

(511) 本稿Ⅲ一参照。

(512) 本稿Ⅲ二参照。

(513) 本稿Ⅲ四、五参照。

(514) ハーグ管轄条約の草案をめぐる交渉において、中国が、「他の締結国の裁判所が公平で独立しているか否かを審査することは政治的に問題」であると主張したことは、本稿の冒頭で紹介した通りである。

(本稿は、第三回法政実務フォーラム(京都大学法学研究科付属法政実務交流センター主催、二〇〇七年三月二十九日)における筆者の報告をベースとして作成したものである。同フォーラムにおいて櫻田嘉章教授から、また、本稿の草稿について中西康教授(京都大学)、浅野博宣教授(神戸大学)及び西英昭准教授(九州大学)から、それぞれ貴重なコメントを頂いた。)